

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍年金係
☎76-2151 内線 222、223

前納でおトクな割引を

令和2年度の国民年金保険料は月額16,540円です。お支払い方法によって割引があるのをご存知ですか。

①納付書またはクレジットカードで前納

前納区分	割引額
2年分前納	14,590円
1年分前納	3,520円
6か月分前納	810円

②口座振替で前納

前納区分	割引額
2年分前納	15,840円
1年分前納	4,160円
6か月分前納	1,130円

③毎月（早割）だと50円の割引額に！ （納付期限よりも1か月早く口座振替）

※①②の割引額は、令和2年度の額です。令和3年度の割引額は未定です。

※また、6か月分前納は上期（4～9月分）、下期（10～翌年3月分）となります。

口座振替・クレジットカードの前納には、事前の申し込みが必要です。なお「1・2年分前納」と「上期6か月分前納（4～9月分）」の申し込み期限は2月末です。※下期6か月分は8月末。

＝前納の申し込み・問い合わせ先＝
北見年金事務所 国民年金課
☎0157-25-9635

所得税及び復興特別所得税の確定申告書は自分でお早めに作成を！

■所得税及び復興特別所得税の確定申告

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

令和2年分の確定申告書の受付は、令和3年2月16日(火)から同年3月15日(月)までです。ただし、還付申告書は、令和3年2月15日(月)以前でも提出できます。

なお、税務署が設置する確定申告相談会場では、感染症対策の一環として、「入場整理券」が必要です。入手方法等の詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

■感染リスク軽減のためパソコンやスマートフォンでの申告のお願い！

パソコンやスマートフォンで、申告書を作成することができます。作成した申告書は①マイナンバーカードと②マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタを用意すれば、「e-Tax」を利用して提出できます。

なお、事前に税務署で手続きしていただければ、①マイナンバーカード、②マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタをお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

■国税の納付はキャッシュレス納付が便利です！

所得税及び復興特別所得税の納期限は、令和3年3月15日(月)です。振替納税、電子納税、クレジットカード納付、QRコードによるコンビニ納付、窓口納付のいずれかの方法で、納付してください。

※詳しくは国税庁ホームページ「確定申告特集」をご確認ください。
<https://www.ntago.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>

マイナンバーカードはお持ちですか？

マイナンバーカードは、マイナンバーの証明と身分証明書の二つの役割を持っています。

また、e-Taxや一部民間企業のオンライン契約でも利用することができ、健康保険証としての利用は令和3年3月から順次始まる予定です。

詳しくは下記担当へお問い合わせください。

問い合わせ先

・マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178
・役場 戸籍年金係 ☎76-2151（内線223）

消防団員募集

津別消防団では、消防団員を募集しています。津別で暮らすあなたからこそ、地域防災の担い手として活動してみませんか？



○消防団とは？
市町村に設置される公の機関で、消防署と連携して活動します。

○活動の内容は？
消火活動はもちろん、地震や風水害など大規模災害時の救助・救出等に当たります。また、平時は各種訓練や予防活動を行っています。

○消防団員の身分は？
消防団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員です。

○消防団員の処遇は？

消防団活動に対して、支払われる報酬や、在団五年以上の方に支払われる、退職報償金などがあります。また、活動中の怪我等に対する公務災害補償制度もあります。

○入団資格は？

・津別町に居住している人
・年齢18歳以上の心身ともに健康な人

○まずはお電話を！

津別消防署 ☎76-2189

※知り合いに消防団員がいれば気軽におたずねください。



津別町青年活動プロジェクト『and』活動報告 No.21

年間通じて町内の青年たちが集い、話し合い、交流し、様々な活動を展開しています

「笑顔とプレゼントをお届け」今年度も出張サンタを実施！

■12月24日(木)に町内6軒のご家庭にクリスマスプレゼントをお届けに行きました！今回は新型コロナウイルスも考慮するべく、ただの訪問としました(サンタさんを期待していたご家庭の皆様ごめんなさい！)。

その分「まる太サンタ」として訪問するため、サンタ衣装をメンバーで手作りしました！慣れない裁縫を頑張った甲斐もあり、訪問先ではたくさんの笑顔に会うことができました♪

ご協力いただいた各ご家庭の皆様ありがとうございました！

■andでインスタグラムをやっています！日々の活動を随時投稿していきますので、気になる方は覗いてみてくださいね♪ ⇄⇄⇄

問い合わせ先 生涯学習課社会教育係 ☎76-2713 (中央公民館)



屋根から落ちる雪や氷による危険防止対策のお願い

屋根に積もった雪や氷、つららが落ちることで、歩行者がけがなどをしないよう、次のような対策をお願いいたします。気温の高い日は、特に注意してください。

- 1 屋根の雪や氷、つららが道路に落ちる構造の建物には、事故を防ぐため丈夫な滑り止めなどを付けるようにしてください。
- 2 雪の滑り止めがあっても、強さが足りなかったり、針金などがさびついたりして落ちることもあるので、必ず点検して、悪いところは修繕してください。
- 3 屋根の雪や氷、つららは、気温が急に上昇したときにマイナス3度からプラス3度位になったときに落ちやすくなります。歩行者や遊んでいる子どもたちには注意すると共に、早めに雪や氷、つららなどを落としてください。
- 4 突出看板などからの落氷雪は、少しでも危険です。付着した雪や氷は、こまめに取り除くようにしてください。
- 5 歩行者や車の通行に支障となりますので、屋根などの敷地内の雪は絶対に道路へ出さないでください。
- 6 軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。
- 7 軒下や道路では、絶対に子どもを遊ばせないようにしてください。

問い合わせ先

建設課道路河川係
☎76-2151(内線251)

